

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市規則第 2 9 号

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 2 8 年茅ヶ崎市規則第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 2 項第 2 号中「、条例第 1 0 条第 2 項の規定による請求にあつては 3 歳に、同条第 3 項の規定による請求にあつては」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。